

国内クレジット制度



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

国内クレジット制度とは

国内クレジット制度は、中小企業等が大企業等から資金や技術・ノウハウ等の提供を受け、協働（共同）でCO₂排出削減に取り組み、その削減分を売却できる仕組みです。

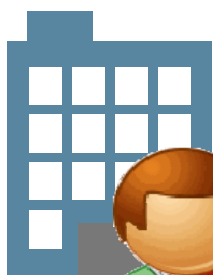


中小企業等

大企業の協力を得て**排出削減事業**を実施



このような企業を**排出削減事業者**といいます



大企業等

資金・技術等を提供し、中小企業等と協働（共同）で**排出削減事業**を行う



このような企業を**排出削減事業共同実施者**
(以下：**共同実施者**) といいます

大企業等は、自主行動計画（※）の目標達成のために、中小企業等と共同で行った排出削減事業のCO₂排出削減量（=**国内クレジット**）を活用することができます。

なお、自主行動計画に参加している事業者は排出削減事業者になることはできません。

※産業・エネルギー転換、業務その他部門、運輸部門において、個別業種がCO₂の排出削減計画を策定しており、このような個別業種単位の計画を自主行動計画といいます。

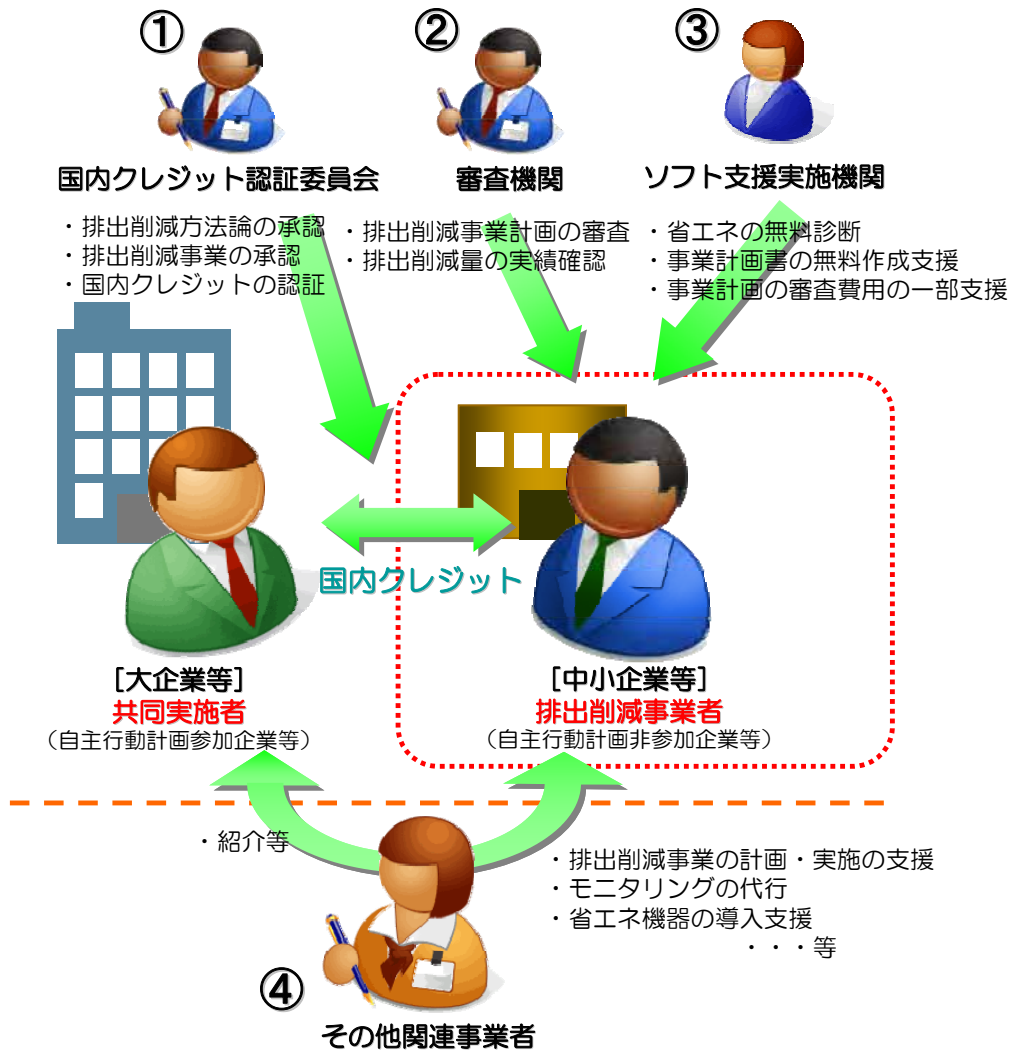
国内クレジット制度の意義

国内クレジット制度の意義は以下のとおりです。

- **これまでCO₂排出削減が進んでこなかった中小企業その他、農林業やサービス業など幅広い分野での排出削減を促進します。**
- **国内のCO₂排出削減の支援につながり、これまで京都メカニズムクレジット購入のために海外へ一方的に流出していた資金を国内に回帰させます。**

国内クレジット制度の関係者及び主な役割

国内クレジット制度では、**排出削減事業者**と**共同実施者**を中心に、以下のような関係者がいます。



① 国内クレジット認証委員会

排出削減方法論や排出削減事業の承認、国内クレジットの認証を行います。

② 審査機関

排出削減事業計画の審査や、排出削減量の実績確認を行います。

③ ソフト支援実施機関

省エネの無料診断や事業計画書の無料作成支援、事業計画の審査費用の一部支援を行います。

④ その他関連事業者

必要に応じて排出削減事業者・共同実施者の間を取り持ち、各種支援（排出削減事業の計画・実施の支援、モニタリングの代行等）を通じて排出削減事業に携わります。

国内クレジット制度によるメリット



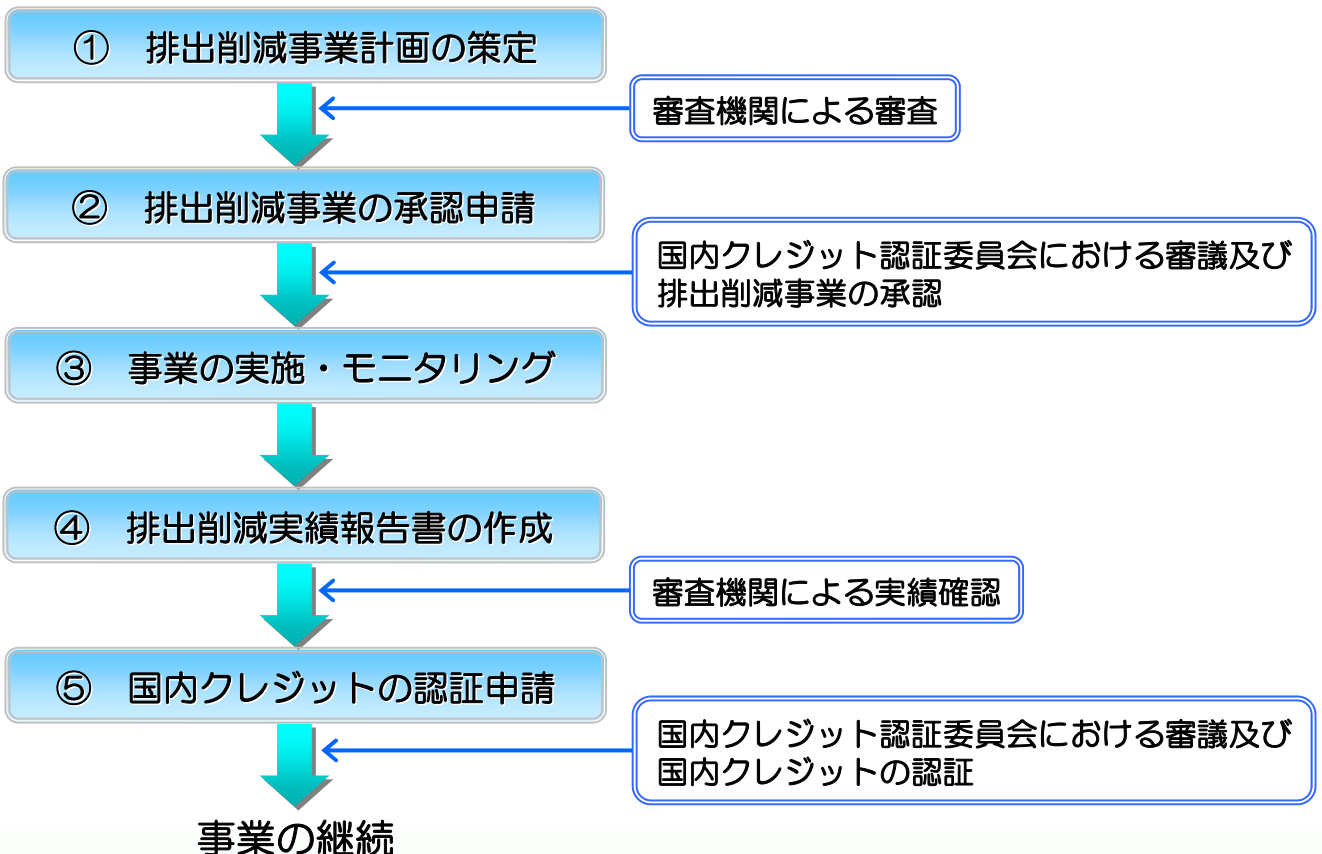
- クレジットを売却できる。
- 大企業の技術・ノウハウを得られる。
- 省エネ設備の導入を進められる（エネルギーコストの低減につながる）。
- CO₂排出削減に貢献できる。



- 国内クレジットを自主行動計画等の目標達成に活用できる。
- 改正省エネ法のもとでは、国内クレジット制度で認証を受けた事業は、共同省エネルギー事業として簡易に報告できる。

排出削減事業の手続きの流れ

排出削減事業の手続きの流れは以下のようになります。



①-1 排出削減事業計画の策定

排出削減事業を始めるにあたり、中小企業等は「**排出削減事業計画**」（以下、事業計画という）を立て、「**排出削減事業計画書**」（以下、事業計画書という）を作成します。

事業計画の策定は、

- 排出削減事業の内容や排出削減量の計算方法を決める
- 排出削減量を算定し、事業計画書を作成する
- 審査機関に事業計画の審査を受ける

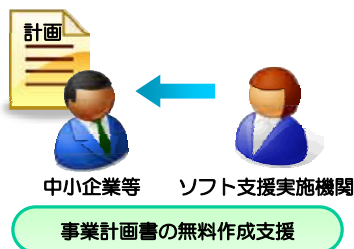
必要があります。

審査が終了すると審査機関から「**審査報告書**」が発行されます。

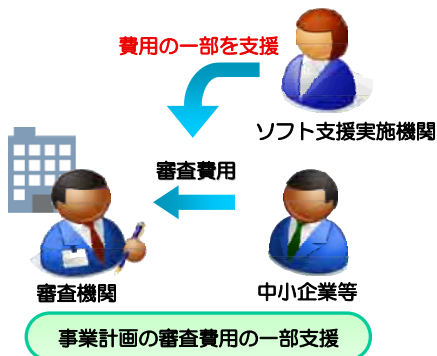
事業計画の策定（事業計画書の作成）及び審査受審のための支援として、以下のような**支援策（ソフト支援）**が用意されています。



- 省エネやCO₂排出削減に向けた、省エネの無料診断を受診できます。



- 排出削減事業の承認申請に必要となる「事業計画書」の無料作成支援を受けることができます。

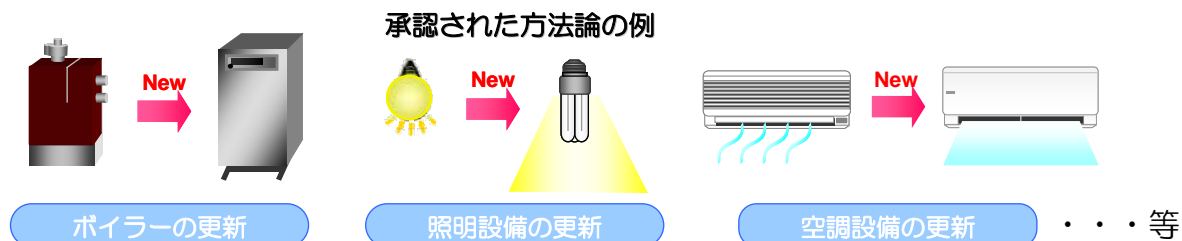


- 審査機関による審査受審で必要となる審査費用の一部について、支援を受けることができます。

なお、平成21年度にソフト支援実施機関の募集を行います。最新のソフト支援実施機関についての情報は、巻末の【国内クレジット制度ホームページ】をご覧ください。

①-2 排出削減方法論

排出削減事業は、国内クレジット認証委員会により承認された以下のような排出削減方法論（以下、方法論という）に基づいて実施される必要があります。



また、新規に申請して認められた方法論を用いて排出削減事業を実施することもできます。なお、選択できる方法論は随時更新されます。

最新の方法論の確認は、巻末の【国内クレジット制度ホームページ】をご覧ください。（ホームページには、排出削減アイデアについて具体的な事例を掲載しておりますので併せてご参照ください。）

② 排出削減事業の承認申請

作成した事業計画書を経済産業省に提出します。必要な書類等は以下のとおりです。



提出された事業計画書の内容は、国内クレジット認証委員会の審議を経て、排出削減事業として承認されます。提出先は、巻末の【国内クレジット制度各種申請書類提出先】をご覧ください。

③ 事業の実施・モニタリング

排出削減事業において、排出削減量を算定するために必要な値を計測・記録する必要があります。これを**モニタリング**といいます。

モニタリングの対象指標は、方法論によって異なります。（右の表をご参照ください。）

モニタリング対象指標の例

モニタリング対象指標	電力・燃料の使用量などの活動量	燃料を燃焼させた時の単位発熱量	炭素排出係数	...
使用燃料の例				...
石炭	燃料計や、燃料供給会社からの請求書をもとに算定	29.0MJ/kg	1.0260Gg-C/10 ¹⁰ kcal	...
原油		38.2MJ/L	0.7811Gg-C/10 ¹⁰ kcal	...
LPG		50.8MJ/kg	0.6833Gg-C/10 ¹⁰ kcal	...
⋮		⋮	⋮	

燃料供給会社のスペックシートや、方法論で定められたデフォルト値を利用します。

④ 実績報告書の作成

モニタリングで収集したデータをもとに「**排出削減実績報告書**」（以下、実績報告書という）を作成します。実績報告書を作成する上でポイントとなるのは以下の3点です。

1. 事業計画書と実際の事業との変更点の有無



排出削減事業の範囲等が変更された場合、それを記載します。

2. モニタリング対象指標とモニタリング体制

モニタリング対象指標	ISO 14064/2006 CO2当量	ISO 14064/2006 CO2当量	削減率	...
石炭	29.2MJ/kg	1.0280kg-CO2/kg
原油	38.2MJ/L	0.7811kg-CO2/kg
LPG	60.8MJ/kg	0.6588kg-CO2/kg

モニタリング活動担当者

モニタリング対象指標や、モニタリングを行う担当者等を記載します。

3. 排出削減量



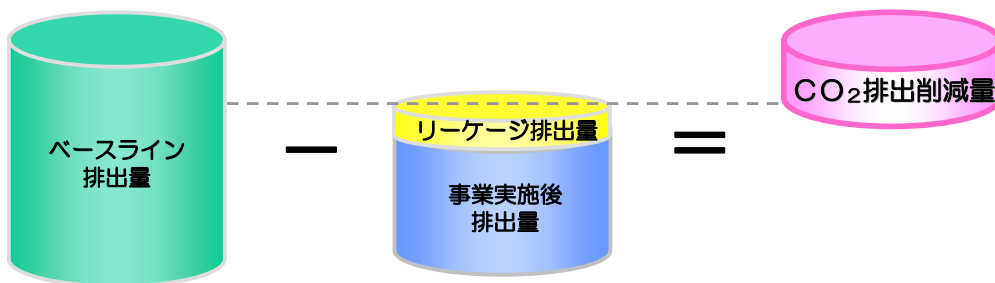
排出削減事業による**CO₂排出削減量**（上記3）は以下の3つの値から算出されます。

- ・ **ベースライン排出量**：排出削減事業を実施しなかった場合に想定されるCO₂排出量
- ・ **事業実施後排出量**：排出削減事業後に実際に排出されたCO₂排出量
- ・ **リーケージ排出量**：排出削減事業の範囲外で新たに発生したCO₂排出量

削減されたCO₂排出量は、

$$\text{ベースライン排出量} - (\text{事業実施後排出量} + \text{リーケージ排出量})$$

となります。



また、作成した実績報告書の確認を審査機関に依頼します。審査機関は内容を検証し、「**実績確認書**」を作成します。

⑤ 国内クレジットの認証申請

「**実績報告書**」と「**実績確認書**」を添えて、国内クレジット認証委員会に提出し審議を受けます。審議で認証を受けると、**国内クレジット**が発行されます。提出先は巻末の【国内クレジット制度各種申請書類提出先】をご覧ください。

お問い合わせ先

【国内クレジット制度各種申請書類提出先】

経済産業省 産業技術環境局 環境経済手法担当参事官付

住所：東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1511

E-mail：j-cdm@meti.go.jp

【国内クレジット制度ホームページ】

主な掲載内容

- ・国内クレジット制度の概要
- ・最新の排出削減方法論
- ・国内クレジットアイデア事例集100選
- ・審査機関の情報
- ・各種申請書類のダウンロード
- ・ソフト支援実施機関の情報

URL：<http://jcdm.jp/>